

【質疑応答】

[問] 館の側が損害賠償請求を受けなくて済むような利用規則の書き方はないのか。

[講師] 日常業務の中で適法な職務遂行をなしていれば、仮に損害賠償請求がなされても勝つことができる。「書き方」により回避するのではなく、日常業務を改善することにより法的問題の発生を回避すべきである。

[問] 公文書の中には、その組織だけでなく業者など個人がつくったものが含まれている。著作権との関係上見せることができないものについての対応策はあるのか。

[講師] 著作権法の改正で対応するしかない。同法が改正される前に公文書館ができることは、同意・許諾を得ることである。なお、一定の年限が経過すれば公表できるようになる。

[問] プライバシーを侵害された人から公文書館に対して賠償請求が出た時に、公文書館など所蔵機関が全責任を負うのではなく、利用者にも責任はないのか。

[講師] 一般的には、最初に請求を受けるのは公文書館であり、利用者ではないだろう(資力の関係で)。公文書館と利用者の中でその後、それぞれの賠償額を考えることはある。

[問] 公文書館は、情報公開条例や個人情報保護条例の適用除外機関とすべきなのか。

[講師] 国民・住民から見れば、適用除外になることによって、見ることができる文書の範囲が広がるのであれば、その方が望ましい。逆に、適用除外になることによって、今まで見ることができたものが見られなくなるのであれば(閉鎖期間等)、適用除外にするべきでは無いということになる。利用者の視点に立って考えるべきと思う。

委員会通信

平成20(2008)年度の全史料協全国(奈良)大会は、平成20年11月12日から11月14日まで、奈良市において開催されました。その概要は会報第84号特集号(09.1.31発行)に掲載しています。

